

(平成11年12月28日告示)

## 大規模行為景観形成基準

### 第1 趣旨

この基準は、国立市都市景観形成条例（平成10年3月国立市条例第1号）第25条に基づく、大規模行為景観形成基準に関して必要な事項を定めるものとする。景観は、住宅、店舗、事業所などの建築物等や道路、公園などの公共空間の集合として成り立っている。特に建築物等は景観に大きな影響を与えることから、その影響を検討した上で各基準を遵守し、良好な景観づくりの寄与に努めるものとする。

### 第2 方針

都市景観の形成に配慮した計画の実現に向け、市民、事業者及び行政が共働してまちづくりを進める。

### 第3 基準

以下の項目について配慮するものとする。

#### 1 建築物及び工作物

##### (1) 規模

- ア 高さは、まちなみとしての連続性、共通性を持たせ、周囲の建築物等との調和を図る。
- イ 地域の特性に応じた高さにする。
- ウ 周囲の自然景観を妨げない高さにする。
- エ 規模の大きな建築物は、長大で単調な壁面を避ける。

##### (2) 位置

###### ア 壁面線の後退

- (ア) 外壁、柱、門扉等の位置はできる限り後退し、歩行空間を確保するとともに、隣地と連続するようなゆとりのある空間を確保する。
- (イ) 主要なエントランスまわりのゆとりのあるスペースを確保する。
- (ウ) 交差点でのゆとりのある空地を確保する。
- (エ) 駅周辺などの商業空間においては、隣り合う建築物と壁面の位置を揃える。

###### イ 後退部分の舗装

- (ア) 素材、色彩は歩道等と調和を図る。
- (イ) 前面道路との段差をなくす。

##### (3) 意匠及び形態

###### ア 地域の特性に合った意匠及び形態

- (ア) 周辺に比べ高さや大きさのある建築物については、地域の特性を踏まえた外観とする。
- (イ) 河川や用水、湧水に隣接する敷地においては、これらに配慮した外観とする。
- (ウ) 歴史的資源が周辺にある敷地においては、これと調和する外観とする。
- (エ) 駅周辺や商店街の特に低層部においては、まちの個性に合ったにぎわいを創出するような外観とする。

(オ) 農地や屋敷林の周辺においては、これらと調和する外観とする。

イ 外壁等

屋根、外壁、ひさしや建具等の意匠を工夫し、周辺との調和を図る。

ウ 窓、バルコニー

(ア) 物干し、空調室外機が直接見えないようにする。

(イ) 建築物と調和した、単調でない表情豊かなものにする。

エ 外階段

(ア) 建築物との一体性及び調和を図る。

(イ) 外観を構成する一部として考える。

(ウ) 目隠しなどによって、目立たせないようにする。

オ 付帯設備

設備用配管・機器類は、遮へい措置を施し、建築物との調和を図る。

(4) 色彩

ア 地域特性、建築物の規模、用途を踏まえた色彩を基調とし、周辺との調和を図る。

イ 色彩のアクセント色は、周辺への影響を考慮するとともに、建築物の外観との調和を図り、できるだけ低層部で使用する。

(5) 素材

ア 外壁等は、汚れが目立ちにくい材質のものを使用する。

イ 光る材料、反射する材料はできるだけ避け、自然系の材料を選ぶ。

(6) 敷地の緑化

ア 既存樹木を保全活用した建築物の配置計画にする。

イ 壁面後退部分やバルコニー等は緑化を図る。

ウ 敷地の周囲、擁壁や法面を植栽によって修景する。

エ 道路に接する部分は積極的に緑化を図る。

オ 崖線のみどりや雑木林の保全を図る。

(7) その他

ア 垣、柵等

(ア) 垣、柵等を設ける場合は、開放感を考慮し、生垣による緑化を図る。

(イ) フェンス等は、まちなみの景観の向上に役立つような位置、素材にする。

(ウ) 高さを抑え、透過性を高めることで、圧迫感をなくす。

イ 日除けテント、シャッター等

建築物と調和する色彩や外観にする。

ウ 駐車場、車庫、駐輪場

(ア) 駐車場や駐輪場は、できるだけ見えない位置に配置する。

(イ) 目隠しなどによって、目立たせないようにする。

(ウ) 植栽や舗装の方法を工夫する。

エ 再生可能エネルギー機器設置に関する配慮

(ア) 太陽光パネルを地上に設置する場合は、目隠しなどによって、目立たせないようにする。

(イ) 反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。

## (8) 夜間照明

周囲の環境に応じた夜間の景観を検討し、周辺に調和した照明を設置する。

### 2 広告物

- ア 地域の特性を踏まえ、周囲の景観との調和を図る。
- イ 大きさ、位置、意匠及び形態、色彩等に配慮し、建築物との調和を図る。
- ウ 敷地内に収め、集約化を図る。
- エ ロゴマーク、文字、画像の過剰な使用は避ける。
- オ 大きさや配色、照明は周辺環境との調和を図る。

### 3 土地の形質

- ア 擁壁や法面を植栽によって修景する。
- イ 高低差のあるものは、圧迫感をさけるため2段に分ける等の工夫をする。
- ウ 形質変更に際し、樹木等は極力保全する。
- エ 電線類を新設し、又は移設する場合は、地中化するか、電柱を目立たない位置に設置する、周辺に溶け込む色彩を採用するなどの工夫をする。

### 4 屋外における物品の集積及び貯蔵に関する事項

- ア 周辺から内部が見えないよう、植栽や景観に配慮した素材の塀等で囲む。
- イ 出入口の位置について工夫する。
- ウ 廃棄物保管所や防災備蓄庫などは、建築物と調和を図り、目立たないようにする。

## 付 則

- 1 この基準は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この基準の施行の日前にあった国立市都市景観形成条例第26条に基づく届出については、なお従前の例による。